

平成28年度 監査委員事務局事務事業評価における一次政策評価の実施方針

1 趣 旨

北海道政策評価条例（平成14年北海道条例第1号）第5条第1項の規定に基づき、代表監査委員が行う平成28年度事務事業評価に関する実施方針を定める。

2 基本的な考え方

- (1) 平成28年度政策評価基本方針第2の1(5)の規定により、事務事業評価を実施する。
- (2) 実施に当たっては、事業費に加えて事務や事業の実施に係る人件費を含めたフルコストによる評価とする。
- (3) 事務事業評価に当たっては、平成27年度の事務事業評価の結果等を踏まえ、徹底した点検・検証を行い、限られた行財政資源を最大限に活用することにより、道政上の課題への対応と規律ある財政運営との両立を図るものとする。

3 評価の対象

平成28年4月1日現在で平成28年度予算に計上されている事業（以下「予算事業」という。）に加えて、職員配置の基礎となっている全ての分掌事務とする。

4 評価の単位

- (1) 予算事業については、平成28年度北海道予算に関する説明書の説明欄に記載の事業を構成する細事業とする。
- (2) 予算事業以外の事務事業については、「その他内部管理業務」とする。

5 評価の視点

- (1) 事務事業の必要性（社会的ニーズに適合しているか）
- (2) 事務事業の有効性（事務事業の執行が、施策の目標達成に結びついているか、事務事業の手法が施策の目的達成のために効果的かなど）
- (3) 民間能力の活用（民間委託や民間ノウハウを活用できる事務事業ではないか）
- (4) 事務事業の対象・手段
 - ア 事務事業コスト（事務事業コストのさらなる削減）
 - イ 対象・手段（地域力や協働の推進など事務事業の対象や手段の改善）
- (5) 執行体制の見直し
 - ア 執行体制の簡素化・効率化
 - イ 関連事務との集約化・一元化
- (6) 事務事業の緊急性・優先性
 - ア 緊急性（事務事業に緊急性はあるか）
 - イ 優先性（限られた経営資源の中で優先的に取り組む必要があるか）
- (7) 事務事業の休廃止（事務事業の休廃止は可能か）
- (8) 効果的・効率的な予算執行（予算が効果的・効率的に執行されているか）

6 評価の時点

評価の時点は中間評価とし、平成28年8月1日現在の進捗状況等に基づき評価を実施する。

7 評価の実施方法

(1) 重点点検事項

事務事業については、上記5の評価の視点から点検・評価を実施する。

(2) 評価調書の作成

知事が定めるマニュアルに準拠して事務事業評価調書を作成し、8月31日までに知事に提出する。

8 外部意見の反映

評価の客観的かつ厳格な実施を図るため、評価の過程において、北海道政策評価委員会基本評価等専門委員会（以下「専門委員会」という。）の意見を参考にするなど、外部意見の活用に努めるものとする。

9 評価結果の反映

評価の結果については、予算の編成及び執行、組織及び機構の整備に適切に反映させるものとする。

10 評価に関する情報の公表

評価に関する情報（評価調書、評価の結果等）について、知事が行う政策評価の公表に合わせ、縦覧及び配付用資料の配付を行うものとする。

11 政策評価の充実

P D C A サイクルに基づく成果志向の行財政運営基本システムの強化に向けて、政策評価制度の改善・充実に努めるとともに、知事が実施する政策評価に関する研修への出席や知事が定める評価実施マニュアルを活用するなど職員の資質の向上に努めるものとする。

12 道民参加の推進

評価の実施に当たっては、北海道のホームページのほか各種広報媒体による意見の公募など、道民が意見を述べる機会が確保されるよう努めるとともに、道民の意見の政策評価への適切な反映に努めるものとする。

13 留意事項

- (1) 評価調書の作成に当たっては、道民への説明責任を果たすよう、できるだけ分かりやすく、客観的な記述とすること。
- (2) 評価に当たっては、企画・予算・人事の各部門が連携を強化して実施すること。

- (3) 評価の時点以降において、事務事業の内容に大きな変更が生じた場合は、速やかに総務部行政改革局行政改革課と協議する。

14 実施に係る細目

その他評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。